

信州護憲ネット

守ろう平和憲法 信州ネットワーク

◆憲法9条の改悪に反対しよう ◆憲法を暮らしに活かし広げ 未来を拓こう

2020年6月
NO.52

〒380-0838 長野市県町5-3-3 県労働会館3階
電話 026-234-2116 FAX 026-234-0641

「自衛隊の中東派兵の憲法問題」 成澤孝人氏（信大教授）講演録

2020 年前半は、新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、日本や世界の公的機関や人々が拡大防止対策に追われ続けた半年間でした。その陰で、自衛隊が、米国とイランとの緊張の高まりを受けて、米国からの要請で中東地域へ派遣されている問題は、あまり注目されませんでした。しかし、自衛隊法の「調査・研究」名目での派遣は、きわめて法的な根拠が薄く、自衛隊法の無理な解釈による派遣であり、あまりにも問題が多い政府の決定です。長野県憲法擁護連合（県護憲連合）は2月11日、長野市内で定期総会を開き、記念講演として、自衛隊の中東派遣問題について、信州大学教授の成澤孝人氏に解説していただきました。その講演録を会員のみなさんにお届けします。

■なぜ中東地域へ自衛隊が派兵されたのか

アメリカ合衆国がトランプ大統領に代わり、オバマ大統領の時代に合意した「イラン核合意」を一方的離脱(2018年5月8日)してしまいました。そして、イランに対する経済制裁が行われ、アメリカとイランとの間に軍事的な緊張関係が生じています。

2019年7月、アメリカが、日本を含む60カ国以上の国々に「有志連合」の参加を要請しました。正式に参加したのはイギリス、オーストラリア、バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、アルバニアの6カ国です。60カ国以上が呼び掛けられましたが、6カ国しか参加していないというのが実情です。

2019年12月27日、日本は自衛隊の中東への派



成澤孝人氏

兵を閣議決定しました。今年1月3日、アメリカ軍がイラクでイランのソレイマニ司令官を殺害し、1月8日にはイランの革命防衛隊が報復措置として、イラクの米軍駐留基地を弾道ミサイルで攻撃しました。一時は非常に危険な状態になりました。現在は小康状態を保っています。

今年1月10日、河野防衛大臣が、護衛艦1隻と哨戒機2機の中東派兵を命令するに至りました。

■法的な根拠が薄い中東派兵

今回、防衛省設置法4条18号（所掌事務に必要な調査及び研究）という非常に法的根拠が薄いやり方で、初めて自衛隊が中東に送られることになります。安倍政権は、2003年のイラク特措法と同様に議論を許さず、国民からの抵抗をさせない脱法的なやり方で自衛隊派遣を強行しました。

なぜ法的根拠が薄弱なのか考えてみます。アメリカからの有志連合への参加要求を正面から拒否できず、イランとのこれまでの友好関係を維持したい日本の苦肉の策という説明が多いのですが、それだけではなく、アメリカの要求が新しい安保法制の枠外だったことも大きいと思います。せっかくつくった新安保法は今回は使えません。安保法の想定よりもアメリカの要求が過大になっています。本当は行く必要がないのです。要するに、これは（ドラえものの）スネ夫とジャイアンとの関係で、とにかく言われたらやらざるを得ないと。

昔の自民党だったら、憲法を守らないと国民が反対すると考えたり、派閥競争の中でこのような重大問題については強行できませんでした。小泉政権以来、自民党にはその躊躇がなくなっていました。現在の自民党は安倍さんの意向、首相官邸主導になってしまっています。アメリカにしてみれば、安保法をつくって日米の軍事的な協力関係が進んでいるから、もっと協力してもらおう、もっとやってもらおうという流れになっています。本来なら中東に行かなくていいのに、安保法をつくったお陰で断りづらくなってしまいました。

■アメリカの日本に対する軍事的要求の高まり

2015年に成立した新安保法制は、実はアメリカ軍などが、世界のどこかで武力衝突を起こしていることが前提となっています。戦後日本の「防衛政策」は、憲法9条の制約があるから「専守防衛」でした。アメリカ軍が日本に日米安保条約にもとづいて駐留し、日本は自分の国だけを守るという形になっていました。日本が経済発展していく中で、アメリカは1970年代、1980年代と、日本に対して特別な協力を要求してきます。それに対して、日本の自民党政権は日本国憲法を盾にして、あるいは国民の運動で、アメリカの要求をかわしてきた歴史がありました。しかし、1994年の政治改革（小選挙区制の導入）によって、いわゆる「55年体制」が崩壊し、野党の抵抗ファクターが消滅してしまいます。日本社会党が小選挙区制度によって、結果として没落してしまったことが大きな原因だと思われます。

このような日本国内の国会と政治の力学の変化と同時に並行的に、1990年代以降、アメリカの要求は過大になっていきました。「まずは自主防衛しろ」、そのあと「アメリカと一緒に日本以外の世界の地域を一緒に守れ」という要求。ソ連が存在した時は、ソ連に対してアメリカと一緒に軍事行動を求め、今は中国が対象です。アメリカの要求はずっと、簡単に言えば自衛隊の「海外派兵」でした。日本政府と自民党は、この要求に対し1990年代までは“抵抗”してきた歴史がありました。

■海外派兵の地ならしは新安保法制で完成

この“抵抗”に穴が開いたのが1992年に成立した「PKO協力法」でした。そのあと1999年には「周辺事態法」によって「後方地域支援」の枠組みが生まれてきます。つまり、アメリカ軍の他国への武力行使と一体化しないから、憲法9条の禁止する「武力の行使」にあたらないんだと。戦争をする訳じゃないんだ、戦闘行為とは切り離されてるんだという理屈です。このロジック（論理）は通用



しないと思います。後方地域でも弾薬や燃料を補給する役割を自衛隊が担う訳だから。しかし、内閣法制局も政府と一緒に「戦闘行為と切り離されてるからいいんだ」という論理でした。

アメリカで起きた9・11テロの後、2001年に「テロ対策特措法」ができました。どうして特措法を制定したかという、1999年の「周辺事態法」の国会審議の際、「周辺」とはどこだという指摘があって、「周辺」には「インド洋や中東は入りません」という政府答弁がありました。インド洋に自衛隊を派遣するためには周辺事態法は使えませんでした。だから、特措法をつかって派遣し、インド洋で給油活動したわけです、

2003年、小泉首相の時には、「イラク復興支援特別措置法」がつけられて、陸上自衛隊が派兵されました。小泉首相の「自衛隊の行くところが非戦闘地域だ」という珍答弁がありましたよね。「どこが戦闘地域だか、そこは私に訊かれたってわかりっこない」と、ある意味すごい答弁がありました。このイラク特措法と並行して有事法制がつくられるようになります。

有事法制ができてから10年後、とうとう「新安保法制」が制定されました。これでほとんど政府がやりたいことは完成したと言っていいと思います。

最後には、憲法9条に自衛隊を明記するという安倍改憲が出ているわけです。新しい安保法制が違憲だという疑いを封じるために。もともと自民党の憲法改正草案では、9条2項を削除して「国防軍」を創設するという内容でした。しかし、安倍改憲の4項目は、ものすごく改憲のためのハードルを下げて、憲法9条2項を維持したまま、自衛隊を明記するものです。「今までと変わりませんよ」という説明で、国民を騙すものです。すでに新しい安保法を制定した訳だから、もはや自衛隊は以前の自衛隊とは違うわけです。

その新安保法制が今回の中東派兵の時には適用されなかったんです。

■ハードルが下がった米軍への後方支援活動

新安保法制には2つの大きな柱があります。

新安保法制は、10の法律を総称していますが、そのうちの1つが「武力攻撃事態及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律」です。集団的自衛権の行使が容認されました。これが一つの柱です。

もう1つは、周辺事態法を改正する手を使って、「重要影響事態」という概念をつくりました。「周辺事態」だと日本の周辺に限定されてしまいますので、インド洋とか中東には自衛隊は行けません。

だから、新安保法制では「重要影響事態」という概念をつくったのです。「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」という名称です。

どちらもアメリカ軍などが軍事行動を起こしていることが前提です。

少し詳しく見ていくと、「存立危機事態」というのは、要するに集団的自衛権を認めた事態です。我が国と密接な関係にある他国、つまりアメリカですが、アメリカに対する「武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」です。具体的には朝鮮半島や台湾海峡でアメリカ軍との有事において、日本が「集団的自衛権を行使する」目的で戦争に参加することになります。これが存立危機事態です。存立危機事態は、集団的自衛権を行使したい人達の願いでした。

一方、外務省の官僚たちは、かつて湾岸戦争が起きた時、日本が多国籍軍に 90 億ドルの支援金を払ったが感謝されなかった、そういう彼らのトラウマがありました。その彼らのトラウマが、新安保法制のもう一つの柱となった「重要影響事態」における自衛隊の「後方支援」活動を制定されたわけです。「非戦闘地域」での活動という概念もなくなって、今、戦闘が起きていなければ活動して

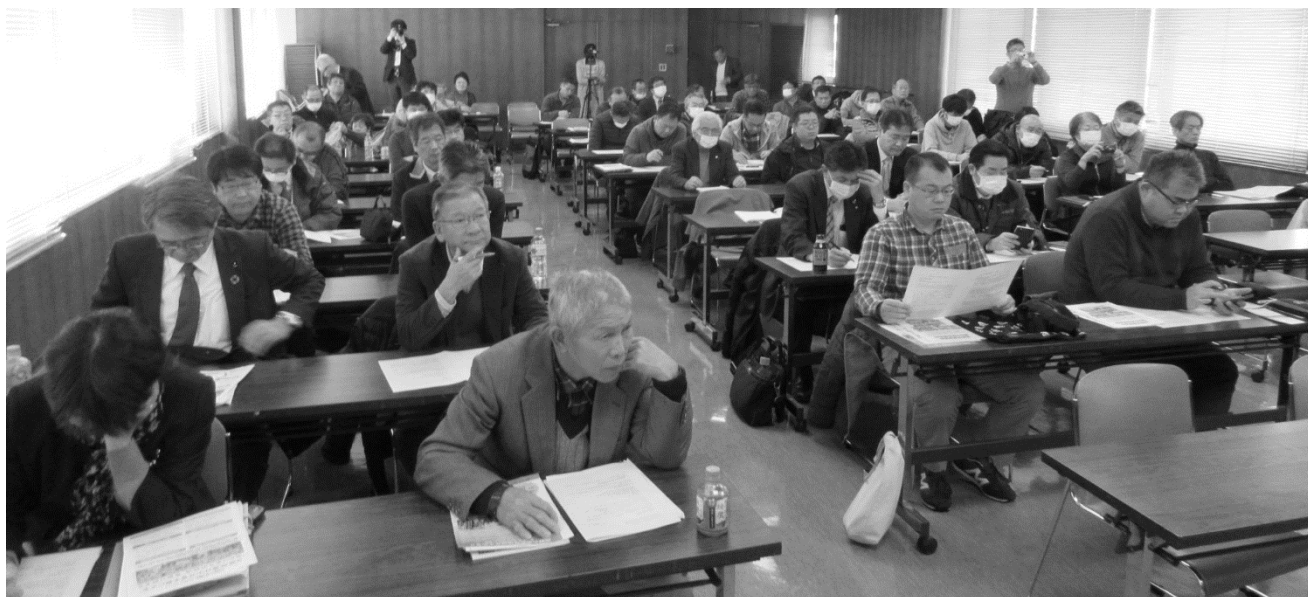
もいいと、かなりハードルが下がってしまいました。自衛隊は、武器の供与はできませんが、故障した米軍の飛行機の修理とか、米軍の飛行機に給油するとか、かなり直接的な兵站（へいたん）活動ができるとはっきり書かれています。戦闘行為が行われている時の搜索救助活動や船舶の検査活動など、重要影響事態に対応するため必要な措置と法律に書かれているわけです。

■「調査・研究」活動だが有志連合と一体化の危険

今回の自衛隊の中東派兵は、法的根拠がないから行ってはいけないはずで、脱法行為です。「調査研究」ですから。

新安保法制をつくった時もいろんな“ズルい”ことをやったわけじゃないですか。安倍首相はこれまで、卑怯なやり方のオンパレードです。内閣法制局長官の首をすげ替えて、政府解釈を変えさせたことは象徴的です。森友・加計学園、桜を見る会なども同じことです。選挙で勝った以上、何でもできるだろうと、野党が弱っているのをいいことにして、脱法的なやり方で、自衛隊派兵が行われてしまいました。国民的な議論もなく、卑怯な手を使って。この自衛隊派兵が既成事実になっていって、これから 1 年間派兵されることになってしまいます。

では、派兵された自衛隊は一体何ができるのか、



実は何もできません。「調査・研究」活動ですから。調査・研究の目的でパトロールをします。イランの革命軍などが出て来ないようにパトロールするといいます。1隻の護衛艦と2機の哨戒機でどこまでできるのかどうか。「有志連合」が活動するホルムズ海峡には行けません。ホルムズ海峡の外側の紅海で活動することになります。

アメリカがイランとの核合意を離脱して、経済制裁で緊張が高まったから、有志連合で石油を守るとは本当におかしな話です。アメリカが自分で危機をつくっておいて、石油を守るために。いったい誰がこういう危機をつくったのでしょうか。

有志連合にも6ヵ国しか参加しないなかで、日本の自衛隊は「調査・研究」目的で行くんですが、有志連合と情報共有は行います。結局、有志連合の活動を自衛隊が補佐する役割を担うようになります。

■攻撃の際は「海上警備行動」に切り替える？

今回の自衛隊派兵は、広い意味で集団的自衛にあたる活動だと思います。

目的はタンカーの護衛ですが、もし、タンカーが攻撃されても、自衛隊はタンカーを守ることが出来ません。「調査・研究」ですから。

閣議決定では、タンカーが攻撃された瞬間に自衛隊法82条に規定されている「海上警備行動」に目的を変更するとしました。82条は「防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる」という条文です。

「調査・研究」の目的で派兵された自衛隊が、タンカーが攻撃された瞬間に「海上警備行動」に目的が変更されるというのはまったくおかしいことです。攻撃に対して間に合いません。

そして、「調査・研究」というあいまいな根拠で派兵される自衛官の人達は本当に可哀想だと思います。

ます。自衛隊法82条の「海上警備行動」は、海外での活動を想定していません。少なくとも従来は、自衛隊を海外に派遣するときは、特別措置法などの法律をつくって、活動内容をきちんと計画していました。今回は、場当たりの恣意的な対応です。法治国家であれば、合法性を担保するぐらいの姿勢は必要はずなのに、それも失われています。以前の自民党政権であれば、少なくともその点はちゃんと対応しようとしていました。

■自衛隊の解釈は今でも

「自衛のための必要最小限度の実力」組織

憲法解釈からすれば、自衛隊の存在は、新安法制で解釈が変わったとしても「自衛のための必要最小限度の実力」組織であるという点は変わりありません。

今までは他国から武力攻撃された時、反撃できる必要最低限の備えは合憲であって、いわゆる「集団的自衛権」は含まれていないというのが、従来の政府解釈でした。2014年7月1日、日本が攻撃を受けてなくても、日本を守るために必要最小限の武力行使ができるというのが新しい政府解釈です。もちろん憲法違反の解釈ですけども。

しかし、憲法の政府解釈は今でも「自衛のための必要最小限度の実力」なんです。海外での武力行使はできません。もちろん「正当防衛」はあるので、自衛隊が攻撃されたときは、自分たちの生命を守るために、必要な武器の使用はできると、このことはもう法律に書かれています。だけど、タンカーが武力攻撃された時に、武力でタンカーを守るとは、憲法上の説明は難しいと思います。

やはり、日本がすべきことは、中東に自衛隊を送るのではなくて、中東の緊張を緩和するために、最大限に努力することじゃないでしょうか。まずは、アメリカがイランとの核合意に戻るよう努力して平和を実現することが、本当の意味で石油を確保することに繋がるんじゃないか。軍隊で石油が確保できるわけではありません。アメリ



力の間違った国際的な戦略のために、石油が困難な状態になっているとすれば、自衛隊が行ったら良くなるのかっていうと、全然反対です。

■自衛隊を「軍隊」として海外派遣すべきでない

自衛隊法第 95 条には、「自衛隊の武器等の防護のための武器の使用」に関する規定として、「自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる」と書かれています。さらに、「ただし、刑法第 36 条又は第 37 条に該当する場合（正当防衛とか緊急避難）のほか、人に危害を与えてはならない」と条文があります。

自衛隊は海外で活動するときには法的には非常に厳しい状況で活動しなければならないのです。外国の軍隊とは違い、武器の使用については、「正当防衛」や「緊急避難」に当たらない場合は、人に危害を加えてはいけないという規定がありますから、結構大変だと思います。

これを理由に「憲法を変えるべきだ」という人がいますが、やはり原理原則に戻って、海外に実力部隊である自衛隊を送ってはいけないと考えるべきでしょう。自衛隊は私たち日本国民を守るための「必要最小限度の実力」組織です。海外での平和的活動や災害援助などで活動することは別ですが、軍事組織＝軍隊として海外に行ってはいけないという原理原則に戻るべきだと思います。

■時代遅れの「パワーバランス」論

今回の中東派兵の問題点ですが、法的根拠が不明確で、不必要な派兵であり、自衛隊員が生命の危険を冒してまでやるべき活動ではありません。もし自衛隊または日本のタンカーが攻撃を受けた時、自衛隊が武器を使用するときは、海外での武力行使にあたる可能性があります。

有志連合とイランが戦闘状態に入った場合には、そのままなし崩し的に「重要影響事態」に突入する危険があり、イランとの武力衝突を促進する効果しかありません。

自衛隊を政治的に利用する安倍政権ですが、歴代政権は自衛隊をもっと丁寧に扱っていました。安倍政権が自衛隊員の生命を一番ないがしろにしているのではないのでしょうか。安倍首相は「憲法学者が自衛隊を違憲というから。誇りを持たせるために憲法改正しなければならない」などと言っています。それは、自衛隊に誇りを持たせる代わりに、危険にさらしてしまう考え方です。

南スーダンへの派兵のときに憲法学者 101 人で反対声明を出したんですが、その時に思ったのは、自衛隊員の命を大事にするということは、国民の命を大事にすることに繋がって行く訳です。

今回の自衛隊派兵は、新安保法制の想定を超えています。「集団的自衛」の発想は、“パワーバランス”——相手も軍隊を持つからこちら側も軍隊を持つというパワーバランスで平和を維持するという考え方です。これは「国連憲章」以前の発想で、19 世紀の「同盟対同盟」、「力と力」という発想で

す。今回の中東派兵は、世界のパワーバランスの中で、力の均衡を保つために軍隊の派兵が求められ、新しい安保法制により、日本が急速にアメリカの世界戦略に積極的に組み込まれつつあることを示しました。軍事大国・アメリカの要求はエスカレートして、日本はそれを受け入れるしかなくなっています。

沖縄の辺野古問題では、裁判所は「政治的司法」と言われています。玉城デニーさんが知事になって、以前の辺野古基地建設を承認する計画を撤回した処分を出したにもかかわらず、政府は「行政不服審査法」という法律を悪用して、国が沖縄県が撤回した処分に不服を申し立てて、国土交通大臣が不服を認めてしまいました。そのうえ、裁判所も国の決定を認めて、加担しているわけです。こういう対応が許されてしまえば、政府のアメリカへの協力行為に対して、どこの地方自治体も文句が言えないことになってしまいます。沖縄の辺野古基地の問題は、地方自治の問題でもあると思います。

パワーバランスにおける“平和”は戦争を呼び込みます。トランプ大統領が再選すると、中東地域はまた戦争になってしまう危険があります。今度こそ日本は、「重要影響事態」になった中東で、

アメリカに軍事協力することになってしまいます。日本政府がトランプ大統領に対して、いい顔をして何かを得ようとするべきではなくて、自衛隊は海外に派兵できないという原理原則を突き付けるべきだと思います。その方が世界平和に貢献できるし、日本国民の生命も守られるし、石油も安定的に入ってくると思います。

■憲法9条が示す原理の再確認を

われわれの運動も憲法9条の改悪反対だけではなく、9条の「規範」を取り戻す運動を続けていかなければならないと思います。武力を絶対的に拒否することは、国民の安全を守ることなんだと。政府は、軍隊によって守られた方が“安全”だと言いますが、日本国民の肌感覚としては「やっぱりそれはちょっと違う」と感じる人は半分以上いると思います。それよりも他国と友好関係を築く方が自らの安全を守ることに繋がっていく、それが憲法9条の示す道であると。

イランとは戦争をするのではなく協調し、自衛隊を送らず、経済制裁をやめて安全を守る——それこそが憲法9条の示す原理であると、もう一度確認することが大事なのではないのでしょうか。

(文責：事務局)

◆総会議案の書面表決のお願い◆

5月3日に予定した信州護憲ネット第21回総会では中止しましたので、総会議案(次頁)は、書面表決による議決となります。議案に対するご意見がある方は、6月30日(火)までに事務局へお寄せください。期限までにご意見がない場合は賛成として取り扱います。

◆2020年度会員を募集します◆

2020年度(2020年4月～2021年3月)の会員募集チラシを同封いたしました。会員の方は引き続き、郵便振替用紙に必要事項をご記入のうえ、会費を納入していただければ幸いです。

守ろう平和憲法 信州ネットワーク第21回総会議案

■2019年度活動経過報告

1. 会員数について

完全個人会員制の緩やかなネットワークとして2000年5月に発足した信州護憲ネットの会員数は、2019年度は214名でした。

2. 第29回市民の憲法講座&第20回総会

昨年5月3日、長野市・県労働会館で第29回市民の憲法講座を開き、前中川村長の曾我逸郎氏に「私が村長の時『国旗』に一礼しなかった理由—新元号「令和」フィーバーの中で考えること—」と題して講演していただきました。曾我氏は、「空気の圧力」が高まっている今の日本で、形を整えただけのあいさつや国旗への一礼に違和感があり、もっと自由に、もっと気軽に、賛成、反対を含めてさまざまな意見を言い合えるのびのびした雰囲気が必要だと強調しました。

3. 「戦争をさせない1000人委員会・信州」活動に協力

「戦争をさせない1000人委員会・信州」が2014年7月に結成され、共謀罪や安保関連法＝戦争法に反対する活動を繰り広げてきました。信州護憲ネットとして1000人委員会の活動に協力しました。

4. 会報の発行

会報は、48号(2019年4月)、49号(2019年9月)、50号(2020年3月)、51号(2020年4月)を発行し会員宅に郵送しました。

5. ステッカーの作成・販売

1枚=100円で販売しました。

■2019年度決算報告

自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日

【収入の部】

摘 要	金 額	備 考
繰越金	322,253	
会費収入	205,739	振込手数料除く
雑収入	1,600	ステッカー・DVD販売
合 計	529,592	

【支出の部】

摘 要	金 額	備 考
集会・会議費	87,472	5・3 講師謝礼・交通費
印刷費	119,428	会報・チラシ印刷代
通信費・事務費	100,543	発送・インターネット料金
資料購入費	0	
合 計	307,443	

差し引き 222,149 円を次年度へ繰り越します。

■会計監査報告

- 実施日 2020年6月7日(日)
- 場 所 松本市 ピレネビル
- 監査項目 預金通帳・金銭出納帳及び証拠書類
- 立会い人 喜多英之(信州護憲ネット事務局)
- 監査結果 上記事項について適正に処理されていることを認めます。

会計監査 石合祐太 ㊞

■2020年度活動方針(案)

1. 運 営

(1) 会員更新・拡大

- ①結成当初に比べると会員数が減少しています。会員更新・拡大に力を込めて取り組みます。
- ②ネットワークの規程として、新たに会費を納めていただいた方が、2020年度会員として登録されるという「単年度会員制度」をとっています。2020年度会費納入済みの方には、引き続き会報などをお送りいたします。
- ③2019年度の会員であった方は、引き続き会員登録をお願いします。
- ④会員募集チラシの配布、団体内部での宣伝、知人・友人の紹介などで会員拡大に努めます。
- ⑤代表委員の拡充に努めます。

(2) 運営体制

- ①会員同士の学習・交流、親睦を深めるため学習会や講演会を企画します。
- ②日常的な運営は、事務局が中心となり、必要に応じて代表委員会も開きます。
- ③運営にご協力いただけるボランティアスタッフを募集します。
- ④運営経費を削減するため、印刷費などの経費削減に努めます。

2. 会報の発行

- (1) 学習資料、会員の交流の広場として、会報を年3回発行します。
- (2) 投稿、各種団体の活動紹介など、会員からの情報提供をお願いします。

3. 市民の憲法講座

- (1) 会員だけでなく、市民に開かれた講座として企画します。

4. ステッカーの販売

- (1) シンボルマークともなるステッカーを1枚100円で販売しますので、多くの皆さんが購入をお願いします。

5. 「戦争をさせない1000人委員会」活動への協力

- (1) 県の組織として「戦争をさせない1000人委員会・信州」、12地域にも1000人委員会が結成されています。戦争法の廃止を求めて1000人委員会の活動に協力します。

■信州護憲ネット代表委員一覧

2020年5月3日現在(五十音順)

- | | |
|------------|--------------|
| 愛敬浩二(大学教授) | 佐藤芳嗣(弁護士) |
| 稲垣壬午(牧師) | 塩入隆(大学名誉教授) |
| 鵜飼照喜(大学教授) | 中西智教(寺院住職) |
| 大村忠嗣 | 深井計美 |
| (市民運動団体役員) | (人権擁護団体顧問) |
| 親里千津子 | 松澤佳子(労働団体役員) |
| (市民運動団体役員) | |
| 桜井真一 | |
| (障害者団体) | |